

教育委員会臨時会議事日程

令和4年4月22日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

中学校給食の取組状況等について

3 審議案件

教委第2号議案 横浜市文化財保護条例施行規則の一部改正について

教委第3号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

教委第4号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員及び臨時委員の任命について

教委第5号議案 教職員の人事について

4 その他

令和4年4月22日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

○4/21 こども青少年・教育委員会

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○中学校給食の取組状況等について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

1月中旬以降、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者数が急増し、非常に高い水準が続いていましたが、2月中旬のピークから春休み期間にかけては、減少傾向が続いていました。4月の学校再開に伴い、一時増加しましたが、その後横ばいの傾向となっています。

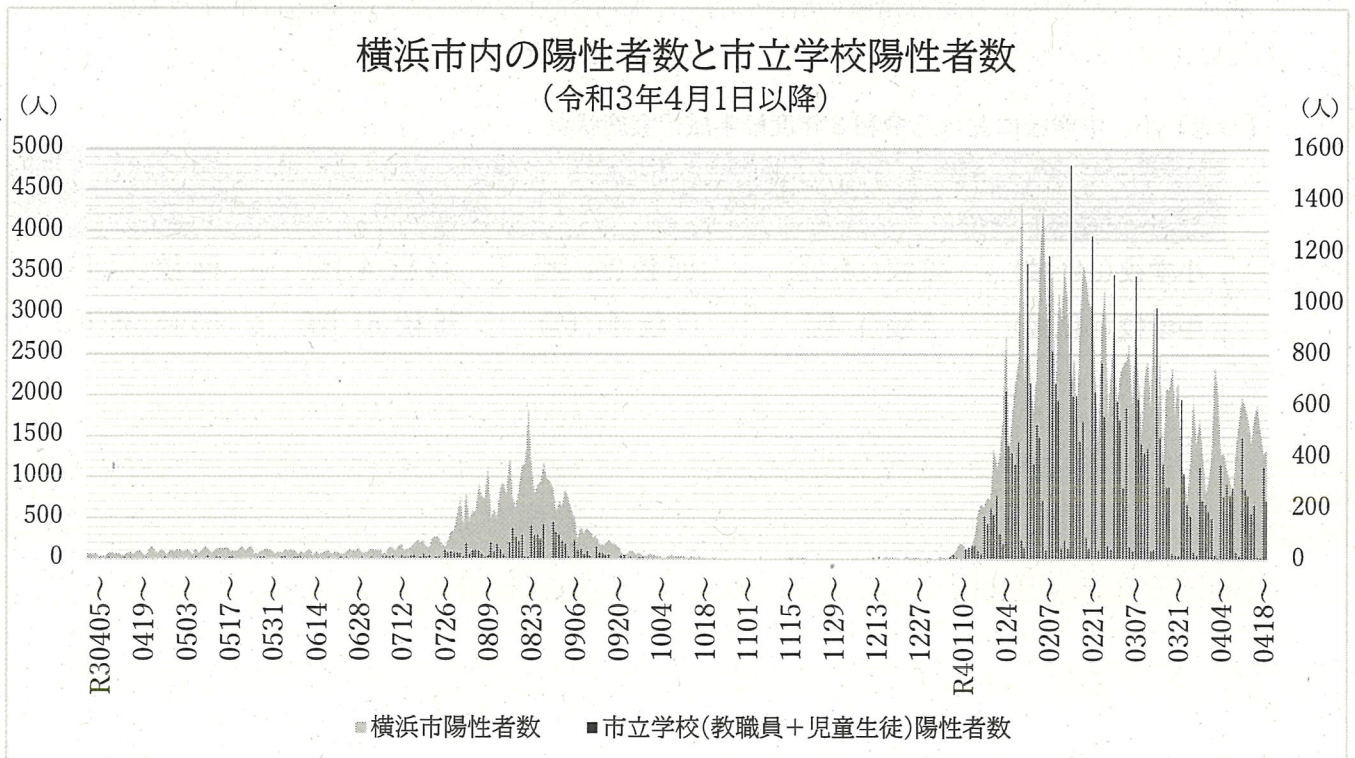
引き続き、市立学校では、ガイドライン及び通知等に基づき、感染予防のための取組を徹底しています。

令和4年4月20日現在、市立小・中学校で学級閉鎖(一般学級)は11学級となっています。

学校関係者の感染者数（3月7日～4月19日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
3月7日～3月13日	138	2,955	3,093
3月14日～3月20日	105	2,314	2,419
3月21日～3月27日	69	1,325	1,394
3月28日～4月3日	67	1,097	1,164
4月4日～4月10日	61	1,406	1,467
4月11日～4月17日	59	1,335	1,394
4月18日～4月19日	19	569	588

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。



2 春季休業中に発生した部活動の活動中止事例について

A高等学校では、3月28日の週から生徒の感染が複数判明しました。この時点で特定の部活動・学級に集中していることがわかり、当該の部活動を中止しました。その後、ほかの部活動でも生徒の感染が判明しました。学校は感染者が確認された部活動を春季休業中、一週間程度活動中止としました。感染者は、3月28日から春季休業終了の4月6日まで78人確認されました。

その他、B中学校の部活動で17人の感染者が判明しました。判明時は春季休業中で活動休止期間中でした。

3 市立学校の入学式について

学校・会場の規模や実情に合わせ、保護者が適切な距離を保ちながら参列したり、別の教室で式典のライブ配信を視聴したりするなど、各学校で柔軟に対応し、感染拡大防止の対策を徹底した上で実施しました。

- 予行などの事前練習を少なくする。
- 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。（祝辞の割愛又は時間短縮等）
- 感染予防の徹底
 - ・適切な距離を保ち座席を設定する。（できるかぎり2m(最低1m)）
 - ・事前の健康観察を徹底し、風邪症状がある者は参加しない。
 - ・歌唱などをできる限り少なくする。大きな声を出さないようにする。
 - ・式場内で大きな声で行う「呼びかけ」の実施は見合わせる。
 - ・保護者等の出席者のマスク着用、手洗い・手指消毒や検温、健康観察や陽性者が発生した場合に学校に連絡することを願うなど徹底する。

4 遠足（旅行）・集団宿泊的行事

現在は、まん延防止等重点措置の解除に伴い、修学旅行を始めとする宿泊行事等の実施を可としています。

【参考】小、中学校における令和3年度修学旅行実施状況

	年度当初の 予定どおり実施	「宿泊」で実施 (日程や行先の変更あり)	中止	日帰りで実施 (日程や行先の変更あり)
小学校(341校)	48校(14.0%)	185校(54.3%)	14校(4.1%)	94校(27.6%)
中学校(147校)	2校(1.4%)	17校(11.6%)	75校(51.0%)	53校(36.0%)

中学校給食の取組状況等について

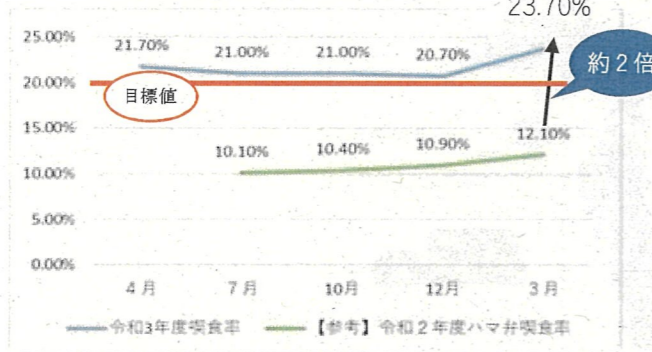
1 令和3年度の振り返りについて

令和3年4月から中学校給食（デリバリー型）の提供を開始して1年が経過しました。給食化に伴い、献立の工夫や食育に力を入れ、年間を通じて20%を上回る方にご利用いただきました。

これまでの中学校給食の取組等についてご報告いたします。

(1) 喫食率の推移

ア 年間喫食率の推移比較



イ 学年別喫食率（令和3年度）

学年	喫食率
全体	21.7%
1年生	37.7%
2年生	17.2%
3年生	10.5%

さくらプログラム実施校(86/145校) 47.5%

年々利用者が増えています。

(2) さくらプログラムについて

生徒の荷物の負担などを軽減し、スムーズに中学校生活に移行するために、4月からの一定期間、新1年生は、中学校給食の利用を推奨する「さくらプログラム」を86校で実施しました。

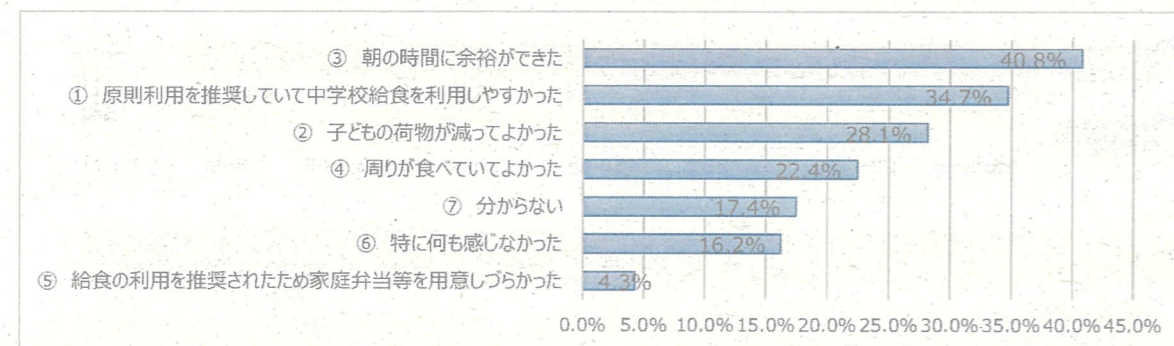
さくらプログラム実施校を対象としたアンケートでは、保護者からは「朝の時間に余裕ができた」「原則利用を推奨して中学校給食を利用しやすかった」「子どもの荷物が減ってよかった」というような好意的な受け止めも数多くありました。

今年度は対象を全校（145校）に拡大し、実施いたします。

【参考】さくらプログラムアンケート結果（R3年6月実施）（抜粋）

Q さくらプログラムの実施について感じる事（保護者への質問）

「朝の時間に余裕ができた」が40.8%と最も多く、次に「原則利用を推奨して中学校給食を利用しやすかった」が34.7%、「子どもの荷物が減ってよかった」が28.1%と回答しています。



(3) 給食化に伴う献立や味付けの工夫

栄養バランスに加え、様々な地域の郷土料理や行事食、地産地消など、家庭でなかなか食べる機会が少ない献立を提供するなど、給食を通じて生徒の学びにつなげる取組を行っています。また、給食化に伴い、食材費を60円増額したことで、より食材を充実することができています。

デリバリー方式は、食缶方式よりおかずの品数が2～3品多いため、多彩な食材を使った献立を提供出来ることが特徴です。食材を生かし美味しく感じる事ができるよう、本市の栄養士が検食の結果をフィードバックするほか、工場巡回等の際に調理方法に関する指示を行っています。生徒や保護者からは「えびフライがカリカリして美味しかった」「かきたま汁の玉子の感じが美味しかった」「塩味は少ないが出汁がきいていて美味しかった」というご意見をいただいています。

(4) 中学校給食のプロモーションについて

毎月生徒に配布している献立表の裏面に中学校給食を通じた食育の取組を掲載するほか、庁内関係課と連携し、中学校給食の魅力を伝える広報に取り組みました。その結果、令和4年4月の喫食率は昨年を上回る29.6%*（内訳：1年生40.9%、2年生31.2%、3年生17.5%）となっています。（※4月20日時点速報値です。今後、当日注文等があるため、数値は変動します。）

ア 中学校給食を通じた食育の取組を献立表の裏面に記載

裏面参照

イ 新入生応援月間の重点広報

令和4年4月のさくらプログラム全校実施に向けて、2月～3月を重点広報期間と捉え、小中学校の協力を得ながらチラシを配布したほか、様々な媒体を活用した広報に取り組みました。

実施内容	媒体等	概要
新入生保護者説明会	対面 オンライン	各中学校で開催される新入生保護者説明会において、 <u>プロモーション動画を用いた中学校給食の魅力やさくらプログラム等について説明</u>
tvk「ハマナビ」	テレビ	毎月19日「食育の日」に合わせて、 <u>食育をテーマとした番組構成の中で、中学校給食を紹介</u> （生徒・保護者の声・メニューコンクールなど）
FMヨコハマ「YOKOHAMA MY CHOISE!」	ラジオ	パーソナリティとの掛け合いの中で、 <u>中学校給食の概要や献立作成に対する思いを紹介</u>
広報よこはま4月号	紙面	紙面3分の1程度、 <u>中学校給食の主なポイントや、さくらプログラムについての記事</u> を掲載
横浜市LINE公式アカウント	SNS	<u>給食に関する画像や、中学校給食を通じた食育の取組等</u> を掲載



《プロモーション動画》

《tvk 広報番組「ハマナビ」
令和4年3月19日放送》

《広報よこはま4月号》

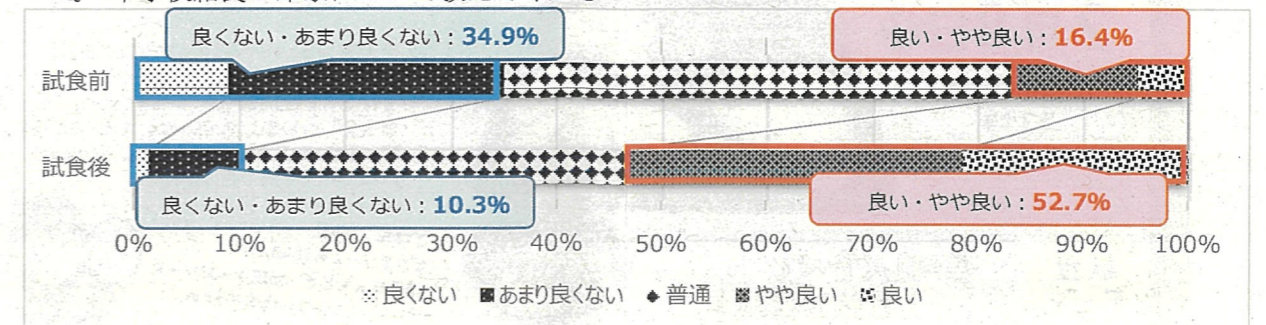
ハマナビの視聴はこちらから！
ぜひご覧ください！

ウ 保護者向け試食会

中学生の保護者向けに13校、計231名に試食いただきました。

【参考】保護者向け試食会アンケート結果（R3年12月～R4年1月実施）

Q 中学校給食の印象について教えてください



(5) 今後の取組

更なる喫食率の増への対応に備え、製造事業者の供給体制の確保や生徒にとって利便性の高い配膳方法の改善・工夫について、事業者の協力を得ながら取り組んでいきます。

また、食育の充実や生徒に選ばれる献立の工夫、給食の魅力を伝える広報にも、引き続き取り組んでいきます。

献立表の裏面を活用した食育の取組

【地産地消の紹介】 令和3年10月

Pickup 毎週水曜日は県内産品メニュー ～地元で作られた食べ物を食べよう～

神奈川県内では、農作物や水産物、畜産物など、幅広い食べ物が作られています。県内には直売所も多くあり、生産者と消費者をつなぐ場所にもなっています。地域で生産されたものをその地域で消費しようとする取組を「地産地消」といいます。地元で作られた食べ物は作った人の顔が見えることで安心して購入することができ、運送時間が短くて済むので旬の食べ物を新鮮なうちに味わうことができます。また、運送距離が短いことで二酸化炭素の排出量が減るため環境にやさしいというメリットもあります。

10月は神奈川県内産の食べ物を多く取り入れています

6日水 こまつな (横浜市) しゃうまいの豚肉 (神奈川県) 豚肉 (神奈川県)

13日水 こまつな (神奈川県) きざみのり (神奈川県) さつま芋 (横浜市) メカジキ (神奈川県) わかめ (神奈川県) 豚肉 (神奈川県)

20日水 かぼ (神奈川県) 大根 (神奈川県) キャベツ (横浜市) 豚肉 (神奈川県) かぼちや (神奈川県) こまつな (神奈川県)

27日水 キャベツ (神奈川県) ひびき (神奈川県) 相模ゴールドザリ (神奈川県) かぼ (神奈川県) こまつな (横浜市) キャベツ (神奈川県) 豚肉 (神奈川県)

※天候等の影響により食材の産地が変更になる場合があります。

【生徒考案メニューの紹介】 令和4年2月

第2回 中学校給食メニューコンクール 優秀賞受賞 献立

今年度、技術・家庭科家庭分野の授業や委員会活動、または個人で献立を作成する中学校給食メニューコンクールを実施しました。18校から137点の応募があり、中学生に必要な栄養や地産地消、旬の食材等をテーマにした魅力あふれる献立が集まりました。審査の結果、10点の献立に優秀賞を贈りました。2月8日(火)の献立は、優秀賞受賞作品の一つです。

2月8日火 上飯田中学校 第3学年 大窪 優渚さん

献立テーマ 美味しく食べて 目指せ美肌!

工夫したところ 思春期によるニキビや長引くマスク生活で荒れている肌を少しでもきれいになりたいと思い、「肌の良い食材、悪い食材」を調べ、メニューを考えました。「ぽく健康食」という感じにならないよう、いろいろな種類の食材を組み合わせ、食べやすく、彩りの美しいメニューになるよう工夫しました。

- ごはん ● 牛乳
- ピリ辛ソースの鶏胸肉
- 焼きかんとどき 和風チーズソース
- ピーマンとジャコの塩昆布炒め
- 野菜たっぷりサラダ
- なめこと玉ねぎのおみそ汁

【様々な地域の郷土料理の紹介】 令和3年11月

Pickup 郷土料理で日本一周しよう!!

毎週月・水曜日は郷土料理メニュー

アイコは、その日に使われている野菜です。

22日(水) 北海道 豚のちゃんちゃん焼き
豚などの肉をキャベツやきのこなどの野菜と煮し焼きにして、味噌などで味付けをした料理です。漬物が大きなスライス状をたき火にかけて温めて作り、みんなで食べて食べたのが始まります。名前の由来は半額にちやちやと作れるから、ちゃん(お父さん)が作るからなどの説があります。

8日(水) 中部地方 みもろの八丁味噌(味噌) 味噌おでん
愛知県にある岡崎城から八町(約800m)離れた八町村で作られるみもろの味噌の名前をとって八丁味噌と呼ばれるのが起源とされています。

15日(水) 福岡県 水炊き風スープ
水炊きは福岡を代表する郷土料理です。ふつ切りの鶏肉から出るうま味を引き出すため、水から煮立てを作ります。

29日(水) 東北地方 沖汁(山形県) 沖汁(山形県)
上杉謙信公の出兵の旗印のひとつであることから山形県沖地区を中心に伝わっています。旨味と粘りがありますが、具だくさんの「おひたし」のことです。

1日(水) 神奈川県 牛鍋 けんちん汁
鎌倉市にある建長寺の修行僧が作る雑煮料理であるため、植物性の食材だけで作られます。

17日(水) 沖縄県 クーアイリチ
沖縄の方言で「クー」は意味、「アイリチ」は砂糖、物と砂糖を意味する。砂糖は沖縄料理に欠かせない食品です。

10日(水) 四国地方 めんご(徳島県) 野菜の土佐酢和え(高知県)
金時豆や黒豆等の豆類と醤油を使った五豆煮豆のことです。正月や縁起とつながり、お祝いのお祝いの料理として「どい」ことあります。

【中学生に必要な栄養量の紹介】 令和4年4月

小学生 8-9歳	エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	鉄	ビタミンA	ビタミンC	食物繊維	
	650kcal	21~32g	14~22g	350mg	3mg	200µg RAE	25mg	4.5g以上	
中学生 12-14歳		830kcal	27~42g	18~28g	450mg	4.5mg	300µg RAE	35mg	7g以上

中学校給食は必要な栄養量が増える分おかげがプラス!

例えば…

小学校給食の献立
+ プラス
= 11日(月)の中学校給食

小学校給食の献立
+ プラス
= 15日(金)の中学校給食

2 実施方式の検証結果（中間報告）について

「学校給食法の趣旨を踏まえ、より多くの生徒に中学校給食を提供する」ことを目指し、自校方式、親子方式、センター方式、デリバリー方式など、あらゆる手法について、課題の整理や実施スケジュールの検討を行いました。

(1) 実施方式別の検討の趣旨・内容について

令和元年度に取りまとめた、実施方式による実現可能性及び施設整備費等の検証結果について、児童生徒数や建築単価など**最新の状況に合わせた時点更新**を行うとともに、より詳細に課題を整理するため、**新たな視点も加えた検討**を行いました。また、当時は検討の対象となっていなかった**デリバリー方式**を**検討の対象に加えました**。

【参考1】各方式における主な検討内容・新たな視点

実施方式	主な検討内容	新たな視点等
自校方式	・学校敷地内への給食室整備の可否 ・校内の食材納品動線の確保 など	【新たな視点】 ・CAD図面等を用いたより 精緻な敷地調査 ・増築に伴う法令適合工事等、 新たな必要経費の算出 ・ 設計・工事監理費 を見込んだ施設整備費の算出 ・ 市有地の対象条件の緩和 （用途地域・面積） ・ デリバリー方式での実現可能性検証 ・各方式の 年間運営費 や 整備期間 の検証 など
親子方式	・小・中の親子の組合せ検討 ・小・中での必要施設整備 など	
センター方式	・センター整備のための市有地調査 ※市内に6か所程度	
デリバリー方式	・既存事業者の最大供給体制の確認 ・中学校での必要施設整備 など	

【参考2】検討を行った学校数・生徒数（令和元年度と令和3年度との比較）

検討内容	学校数	学級数※	生徒数	教職員数	児童数 (小学校)
令和元年5月	144校※ ¹	2,220学級※ ²	75,923人	4,864人	180,226人
令和3年5月	145校	2,255学級※ ²	77,803人	4,982人	176,774人

※1 令和元年時点の中学校・義務教育学校数から市立高等学校附属中学校を除く校数

※2 備品等の必要数を算定するため、個別支援学級は各学校1クラスとして算出

(2) 横浜市の特徴

横浜市は、**政令市最大の学校数・生徒数**を抱えていると同時に、学校敷地が狭小で、**1人当たりのグラウンド面積は、政令市中最低水準**となっています。

【参考】中学校の現状（横浜市と他の政令指定都市の平均※¹の比較（令和元年5月時点））（単位 面積＝㎡）

	学校数	生徒数	グラウンド面積 (1校あたり)	グラウンド面積 (1人あたり)
横浜市	144校※ ²	75,923人(1位)	6,381㎡(20位)	12.4㎡/人(20位)
政令市平均	69校	30,085人	11,589㎡	23.7㎡/人

※1 各都市学校基本調査及び大都市比較統計年表を参考に20政令市の平均を算出

※2 令和元年時点の中学校・義務教育学校数から市立高等学校附属中学校を除く校数

(3) 実施方式ごとの課題と整備期間

実施方式	課題	設計・工事等期間 1校(1か所) あたり	全校実施 期間※
自校方式	学校の敷地に余裕がないことから、 106校(73%)で実施困難 。	4年	長
親子方式	小学校の調理余裕がなく 102校で実施困難 。また、小学校敷地に余裕がなく 18校で食缶置場の整備が難しい (計120校(83%) で実施困難)。小学校の給食室が工場扱いになるため、 用途地域の整理が必要 。	3年	長
センター方式	市内に6か所(1か所14,000食)の用地が必要となるが、給食センターは工場扱いになるため、 市有地の活用に向けて用途地域の整理など更なる検討が必要 。 ※調理終了後2時間以内に配送・喫食が必要	5年	中
デリバリー方式	既存事業者の製造上限は喫食率40%程度(約50,000食不足)。 新規事業者の参入など、現在の供給可能食数を増やす必要がある 。また、工場誘致等のための 支援策(整備費補助・長期間契約など)の検討が必要 。 ※温度管理を徹底し、盛り付け終了後4時間以内に配送・喫食が必要	2年	短
ミックス方式	自校・親子方式での実施困難校が84校(58%) 。別途市内に6か所(1か所9,000食規模)の 用地が必要 。 ※自校+親子+センター方式での検討	上記による	中

※実現可能性を考慮せず、全校で実施した場合の期間 短：3年程度、中：10年程度、長：30年以上

(4) 実施方式別の施設整備費等の試算結果（事務局試算）

上記の結果を踏まえ、現在の契約期間終了後の令和8年度以降を見据え、実現可能性のある実施方式について、施設整備費や年間運営費等を試算しました。

実施方式	施設整備費 (推計)※ ¹	調理器具等※ ²	合計	年間運営費※ ³
センター方式	約416億円+土地取得費	約2億円	約418億円+土地取得費	約53億円
デリバリー方式	約40億円 (工場の誘致支援除く)	約7億円	約47億円 (工場の誘致支援除く)	約63億円
ミックス方式	約424億円+土地取得費	約9億円	約433億円+土地取得費	約55億円

※1 実現可能性を考慮せず、全校で整備した場合を仮定して推計（設計・工事監理費等を含む）

※2 調理器具・食器（弁当容器）・配膳台等の備品購入費

※3 全員喫食を実施した場合の、調理・配送等に係る年間運営費（就学援助等支援含む。食材費を除く。）
その他、センター方式・ミックス方式では、長期間経過した際には施設更新費が別途必要

3 今後の検討内容・スケジュールについて

引き続き、**工業系以外の用途地域も含め、市有地の活用可能性**についての検討や**事業者へのサウンディング調査**を進めます。また、今後、**生徒・保護者へのアンケート調査、外部有識者等の懇談会等**を行い、**第4回市会定例会（12月）に予定されている次期中期4か年計画（原案）の公表に合わせ、今後の中学校給食のあり方を公表**できるよう検討を進めます。

教委第2号議案

横浜市文化財保護条例施行規則の一部改正について

横浜市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月22日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市文化財保護条例施行規則で定めていた一部様式への押印を廃止するため、横浜市文化財保護条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市文化財保護条例施行規則（昭和63年3月横浜市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式、第15号様式、第20号様式、第22号様式、第24号様式、第25号様式及び第28号様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市文化財保護条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市文化財保護条例施行規則 新旧対照表 (抜粋)

現 行	改正案																																								
<p>第1号様式</p> <p>第1号様式(第2条、第21条、第24条)</p> <p style="text-align: center;">横浜市指定有形文化財等指定申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>横浜市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申出者 住所 氏名 電話</p> <p>(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 横浜市文化財保護条例施行規則 の規定により指定について申し出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>文化財の種類別</td><td></td></tr> <tr><td>文化財の名称</td><td></td></tr> <tr><td>文化財の員数</td><td></td></tr> <tr><td>文化財の所在地(区域)</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">所有者</td><td>住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</td></tr> <tr><td>氏名(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</td></tr> <tr><td rowspan="2">占有者</td><td>住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</td></tr> <tr><td>氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)</td></tr> <tr><td>構造及び形式</td><td></td></tr> <tr><td>申出の理由</td><td></td></tr> <tr><td>その他参考となるべき事項</td><td><input type="checkbox"/>最近の写真又は図画 <input type="checkbox"/>文 献 <input type="checkbox"/>その他</td></tr> </table> <p>(注意) 該当する□には、レ印を記入してください。</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>	文化財の種類別		文化財の名称		文化財の員数		文化財の所在地(区域)		所有者	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	氏名(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	占有者	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	構造及び形式		申出の理由		その他参考となるべき事項	<input type="checkbox"/> 最近の写真又は図画 <input type="checkbox"/> 文 献 <input type="checkbox"/> その他	<p>第1号様式(第2条、第21条、第24条)</p> <p style="text-align: center;">横浜市指定有形文化財等指定申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>横浜市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申出者 住所 氏名 電話</p> <p>(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 横浜市文化財保護条例施行規則 の規定により指定について申し出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>文化財の種類別</td><td></td></tr> <tr><td>文化財の名称</td><td></td></tr> <tr><td>文化財の員数</td><td></td></tr> <tr><td>文化財の所在地(区域)</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">所有者</td><td>住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</td></tr> <tr><td>氏名(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</td></tr> <tr><td rowspan="2">占有者</td><td>住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</td></tr> <tr><td>氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)</td></tr> <tr><td>構造及び形式</td><td></td></tr> <tr><td>申出の理由</td><td></td></tr> <tr><td>その他参考となるべき事項</td><td><input type="checkbox"/>最近の写真又は図画 <input type="checkbox"/>文 献 <input type="checkbox"/>その他</td></tr> </table> <p>(注意) 該当する□には、レ印を記入してください。</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>	文化財の種類別		文化財の名称		文化財の員数		文化財の所在地(区域)		所有者	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	氏名(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	占有者	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	構造及び形式		申出の理由		その他参考となるべき事項	<input type="checkbox"/> 最近の写真又は図画 <input type="checkbox"/> 文 献 <input type="checkbox"/> その他
文化財の種類別																																									
文化財の名称																																									
文化財の員数																																									
文化財の所在地(区域)																																									
所有者	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)																																								
	氏名(団体にあつては、主たる事務所の所在地)																																								
占有者	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)																																								
	氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)																																								
構造及び形式																																									
申出の理由																																									
その他参考となるべき事項	<input type="checkbox"/> 最近の写真又は図画 <input type="checkbox"/> 文 献 <input type="checkbox"/> その他																																								
文化財の種類別																																									
文化財の名称																																									
文化財の員数																																									
文化財の所在地(区域)																																									
所有者	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)																																								
	氏名(団体にあつては、主たる事務所の所在地)																																								
占有者	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)																																								
	氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)																																								
構造及び形式																																									
申出の理由																																									
その他参考となるべき事項	<input type="checkbox"/> 最近の写真又は図画 <input type="checkbox"/> 文 献 <input type="checkbox"/> その他																																								

現 行

第2号様式

第2号様式(第3条、第23条、第28条)

指 定 同 意 書

年 月 日

横浜市教育委員会 様

住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)



電話

- 有形文化財
- 有形民俗文化財
- 史跡
- 名勝
- 天然記念物

私の所有(占有)する次の文化財を横浜市指定 に指定すること

に同意します。

1 文化財の名称及び員数	
2 文化財の所在地又は区域	

(注意) 該当する口には、レ印を記入してください。

(A4)

改正案

第2号様式(第3条、第23条、第28条)

指 定 同 意 書

年 月 日

横浜市教育委員会 様

住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話

- 有形文化財
- 有形民俗文化財
- 史跡
- 名勝
- 天然記念物

私の所有(占有)する次の文化財を横浜市指定 に指定すること

に同意します。

1 文化財の名称及び員数	
2 文化財の所在地又は区域	

(注意) 該当する口には、レ印を記入してください。

(A4)

現 行

改正案

第15号様式

第15号様式(第16条、第49条)

第15号様式(第16条、第49条)

横浜市指定無形文化財等指定申出書

年 月 日

横浜市教育委員会 様

申出者 住所
氏名
電話



(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

横浜市文化財保護条例施行規則 の規定により指定について申し出ます。

文化財の種類別		
文化財の名称		
保持者又は保存団体	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	
申出の理由		
その他参考となるべき事項	<input type="checkbox"/> 最近の実情を示す写真 <input type="checkbox"/> 文献 <input type="checkbox"/> 経歴又は沿革 <input type="checkbox"/> その他()	

(注意) 該当する口には、レ印を記入してください。

(A4)

横浜市指定無形文化財等指定申出書

年 月 日

横浜市教育委員会 様

申出者 住所
氏名
電話

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

横浜市文化財保護条例施行規則 の規定により指定について申し出ます。

文化財の種類別		
文化財の名称		
保持者又は保存団体	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	
申出の理由		
その他参考となるべき事項	<input type="checkbox"/> 最近の実情を示す写真 <input type="checkbox"/> 文献 <input type="checkbox"/> 経歴又は沿革 <input type="checkbox"/> その他()	

(注意) 該当する口には、レ印を記入してください。

(A4)

現行

第20号様式

第20号様式(第21条第2項)

横浜市指定無形民俗文化財指定申出書

年 月 日

横浜市教育委員会 様

届出者 住所
氏名
電話



(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

横浜市文化財保護条例施行規則第21条第2項の規定により指定について申し出ます。

種	別	
文化財の名称		
保存している者又は団体	住所	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
申出の理由		
その他参考となるべき事項		<input type="checkbox"/> 最近の実情を示す写真 <input type="checkbox"/> 文献 <input type="checkbox"/> その他()

(注意) 該当する口には、レ印を記入してください。

(A4)

改正案

第20号様式(第21条第2項)

横浜市指定無形民俗文化財指定申出書

年 月 日

横浜市教育委員会 様

届出者 住所
氏名
電話

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

横浜市文化財保護条例施行規則第21条第2項の規定により指定について申し出ます。

種	別	
文化財の名称		
保存している者又は団体	住所	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
申出の理由		
その他参考となるべき事項		<input type="checkbox"/> 最近の実情を示す写真 <input type="checkbox"/> 文献 <input type="checkbox"/> その他()

(注意) 該当する口には、レ印を記入してください。

(A4)

現行

第22号様式

第22号様式(第25条第2項、第42条第2項、第44条第5項)
標識等設置同意書

年 月 日

横浜市教育委員会 様

届出者 住所

氏名



電話

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

所有
私の占有する文化財に標識等を設置することに同意します。
管理

文化財の種類別	
文化財の名称	
指定又は登録年月日	年 月 日
文化財の区域と標識等の位置	
その他参考となるべき事項	

(A4)

改正案

第22号様式(第25条第2項、第42条第2項、第44条第5項)
標識等設置同意書

年 月 日

横浜市教育委員会 様

届出者 住所

氏名

電話

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

所有
私の占有する文化財に標識等を設置することに同意します。
管理

文化財の種類別	
文化財の名称	
指定又は登録年月日	年 月 日
文化財の区域と標識等の位置	
その他参考となるべき事項	

(A4)

現 行

第24号様式

第24号様式(第30条)

横浜市地域文化財登録申請書

年 月 日

横浜市教育委員会 様

申出者 住所

氏名

電話

㊦

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

横浜市文化財保護条例施行規則第30条の規定により登録について申し出ます。

文 化 財 の 種 別	
文 化 財 の 名 称	
文 化 財 の 員 数	
文化財の所在地(区域)	
所 有 者 又 は 所 持 者 の 者 (団体)	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
占 有 者	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
構 造 及 び 形 式	
申 出 の 理 由	
その他参考となるべき事項	<input type="checkbox"/> 最近の写真又は図面 <input type="checkbox"/> 最近の実情を示す写真 <input type="checkbox"/> 文 献 <input type="checkbox"/> その他()

(注意) 該当する□には、レ印を記入してください。

(A4)

改正案

第24号様式(第30条)

横浜市地域文化財登録申請書

年 月 日

横浜市教育委員会 様

申出者 住所

氏名

電話

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

横浜市文化財保護条例施行規則第30条の規定により登録について申し出ます。

文 化 財 の 種 別	
文 化 財 の 名 称	
文 化 財 の 員 数	
文化財の所在地(区域)	
所 有 者 又 は 所 持 者 の 者 (団体)	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
占 有 者	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
構 造 及 び 形 式	
申 出 の 理 由	
その他参考となるべき事項	<input type="checkbox"/> 最近の写真又は図面 <input type="checkbox"/> 最近の実情を示す写真 <input type="checkbox"/> 文 献 <input type="checkbox"/> その他()

(注意) 該当する□には、レ印を記入してください。

(A4)

現 行

第25号様式

第25号様式(第31条第2項)

登 録 同 意 書

年 月 日

横浜市教育委員会 様

住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

電話

私の所有(占有)する次の文化財を横浜市地域 有形文化財
有形民俗文化財 に登録すること
史跡
名勝
天然記念物
 に同意します。

1 文化財の名称及び員数	
2 文化財の所在地(区域)	

(注意) 該当する□には、レ印を記入してください。

(A4)

改正案

第25号様式(第31条第2項)

登 録 同 意 書

年 月 日

横浜市教育委員会 様

住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話

私の所有(占有)する次の文化財を横浜市地域 有形文化財
有形民俗文化財 に登録すること
史跡
名勝
天然記念物
 に同意します。

1 文化財の名称及び員数	
2 文化財の所在地(区域)	

(注意) 該当する□には、レ印を記入してください。

(A4)

現 行

改正案

第28号様式

第28号様式(第44条第2項)

第28号様式(第44条第2項)

管 理 団 体 同 意 書

管 理 団 体 同 意 書

年 月 日

年 月 日

横浜市教育委員会 様

横浜市教育委員会 様

住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)



電話

電話

次の横浜市地域文化財の管理団体になることに同意します。

次の横浜市地域文化財の管理団体になることに同意します。

1 文化財の名称	
2 文化財の所在地(区域)	

1 文化財の名称	
2 文化財の所在地(区域)	

(A4)

(A4)

横浜市文化財保護条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

本市では、現在、市民・事業者の皆様から提出される申請書等への押印・署名については、窓口や郵送での手続等における市民・事業者の皆様の負担軽減・利便性の向上のため、本市の裁量による見直しができないものを除き、原則として廃止することとしています。

横浜市文化財保護条例施行規則（以下「規則」という。）では、その定める申請書等の様式中に押印を指定している部分がありますが、押印は法令上求められていないこと、押印の趣旨を他の手段により代替することが可能であることを踏まえ、申請書等への押印を廃止するため、規則を改正します。

2 改正概要

横浜市指定有形文化財等指定申出書（第1号様式）、指定同意書（第2号様式）、横浜市指定無形文化財等指定申出書（第15号様式）、横浜市指定無形民俗文化財指定申出書（第20号様式）、標識等設置同意書（第22号様式）、横浜市地域文化財登録申出書（第24号様式）、登録同意書（第25号様式）、管理団体同意書（第28号様式）の改正により、押印を廃止します。

3 施行予定日

公布の日

4 規則改正に伴うスケジュール

教育委員会議	令和4年4月22日（規則改正議案）
規則改正の市報掲載	令和4年5月13日
規則改正	公布の日

教委第3号議案

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月22日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

横浜市立日野中央高等特別支援学校の学科編制及び学科名について、「普通科、産業工芸科、産業被服科」の3科から「工業・クリエイティブ科、流通・サービス科」の2科とするため、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

横浜市立日野中央高等 特別支援学校	高等部	本科	普通科
			産業工芸科
			産業被服科

」

を

「

横浜市立日野中央高等 特別支援学校	高等部	本科	工業・クリエイティブ科
			流通・サービス科

」

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表 (抜粋)

現 行				改正案			
(部、学科等) 第42条 特別支援学校の部、学科等は、別表第2のとおりとする。				(部、学科等) 第42条 特別支援学校の部、学科等は、別表第2のとおりとする。			
別表第2 (第42条関係)				別表第2 (第42条関係)			
学校名		部、学科等		学校名		部、学科等	
(省略)				(省略)			
横浜市立日野中央高等特別支援学校	高等部	本科	普通科	横浜市立日野中央高等特別支援学校	高等部	本科	工業・クリエイティブ科
			産業工芸科				流通・サービス科
			産業被服科				
(省略)				(省略)			
				<p align="center"><u>附 則</u> この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>			

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 趣旨

横浜市立日野中央高等特別支援学校（以下「日野中央高等特別支援学校」という。）では、昭和56年の開校時から、普通科と専門学科の学科編制のもと、軽度の知的障害のある生徒の卒業後の企業就労による社会的自立を目指した教育課程を編成してきました。

昨今の社会経済情勢や産業構造の変化に対応し、職業教育をさらに充実させ、より充実した教育課程の編成・実施につなげるべく、学科編制及び学科名の見直しを行うため、横浜市立学校の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）を改正します。

2 改正概要

規則別表第2に規定されている日野中央高等特別支援学校の学科編制及び学科名について、「普通科、産業工芸科、産業被服科」の3科から「工業・クリエイティブ科、流通・サービス科」の2科に改正します。

3 規則等に係る意見公募

(1) 意見提出期間

令和4年2月17日～令和4年3月18日まで

(2) 提出意見数

0件

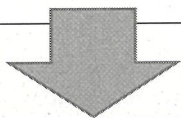
4 施行予定日

令和5年4月1日

裏面あり

【参考】 現行の学科と改正後の比較

現行の学科	産業工芸科	産業被服科	普通科
作業学習	製造系の <u>作業</u>		サービス系の <u>作業</u>
学習指導要領上の位置づけと目標	<p>「職業科」</p> <p>・職業に係る見方・考え方を働かせ、職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習を通して、<u>よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力</u>を育成する。</p>		
学習内容（例）	<p>○作業工程における担当、仕事内容、手順などを理解し、自分の役割を確実に行う。</p> <p>○互いに声を掛け合いながら作業することや必要に応じて報告や質問をすることなど、他者との適切なかかわり方などについて考え、表現する。</p>		



※普通科を廃止し、専門学科2科として編制し、学科名も変更。

改正後の学科	工業・クリエイティブ科	流通・サービス科
専門実習	製造系の <u>実習</u>	サービス系の <u>作業</u>
学習指導要領上の位置づけと目標	<p>「工業」＝専門学科の各教科</p> <p>◎工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ものづくりを通じ、<u>地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力</u>を育成する。</p>	
学習内容（例） ※上記「職業」の学習内容に加え、より専門的な学習を行う。	<p>◎流通・サービスの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、<u>流通業やサービス業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力</u>を育成する。</p> <p>○事務機器の取扱いなどに関する技術を身につける。</p> <p>○顧客のニーズに応じた商品の流通やサービスの提供などのための工夫について考え、表現する。（マーケティング、販売データ収集など）</p> <p>○流通業やサービス業の意義と役割などについて自ら学ぶ。</p>	